

窯クラブ使用許可書

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------|-------|-------|--|-------|--|---------|--|---------|--|
| 申請者(使用責任者) 住 所 氏 名 電話番号 会・団体名 | 使用(希望)日時 平成 年 月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分 ※ 1 回 5 時間、8 時~22 時までが原則です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">使用施設と人数</td> <td style="width: 50%;">○を記入</td> </tr> <tr> <td>ホール・北</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホール・南</td> <td></td> </tr> <tr> <td>志野の間(北)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>織部の間(南)</td> <td></td> </tr> </table> 使用人数 およそ 人 | 使用施設と人数 | ○を記入 | ホール・北 | | ホール・南 | | 志野の間(北) | | 織部の間(南) | |
| 使用施設と人数 | ○を記入 | | | | | | | | | | |
| ホール・北 | | | | | | | | | | | |
| ホール・南 | | | | | | | | | | | |
| 志野の間(北) | | | | | | | | | | | |
| 織部の間(南) | | | | | | | | | | | |
| 使用目的(会議・展示会等略記ください) | 調理室 (窯組会計記入) 窯組会員 無料 上記以外 有料 ¥ | | | | | | | | | | |
| 使用に当たっての留意事項 (1) 日時等変更される場合は、直ちに窯組会計に連絡してください。 (2) 鍵は使用当日に受け取ってください。なお使用后直ちに返却してください。 (3) エアコンを使用する場合は、100 円玉(1 時間使用可能)が必要です。必要な分を各自ご用意ください。 なお、投入した利用料金は返却されませんので、ご注意ください。 (4) 防火管理上、ホール・和室での煮炊きをしてはならない。 (5) ガス台を使用する場合は、窯組会計の許可を得て元栓の鍵を借りてください。(使用料は、1,000 円です。) (6) 使用后机、椅子、座布団等は所定の場所に戻し、部屋の仕切り、カーテンは閉めておいてください。 (7) 部屋の電気を消灯し窓、表玄関、勝手口等戸締りを再確認、東側通用口内壁面設置の電源ボックス『主幹』のスイッチのみを切り、東側通用口扉を施錠してください。 (8) 和室は、宴会(お酒)に使用する場合は特に畳などを汚さないよう注意願います。汚れは拭き取ること。 (9) 下記使用後の点検を各自必ず実行してください。 | | | | | | | | | | | |
| 使用後の点検事項 使用者は、必ず点検し点検事項を○で囲む | | | | | | | | | | | |
| 火の後始末(特にたばこ) | した | 水道の止栓 | した | | | | | | | | |
| 施設の破損、異常等 | なし あり | ガスの止栓(コックハンドル) | した | | | | | | | | |
| 使用具の整理、返納 | した | トイレの水漏れ、汚れ等 | なし あり | | | | | | | | |
| 使用室の清掃、整頓 | した | エアコン、換気扇のスイッチ切 | した | | | | | | | | |
| 連絡事項(報告、要望等) | | | | | | | | | | | |
| 窯組会計確認 | | 平成 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 上記申請内容確認しました。 | | 窯組会計 | ㊟ | | | | | | | | |

※全館・敷地内禁煙とする。
 ※ゴミは、ゴミ箱に入れず、各自持ち帰って下さい。

窯クラブ・庚申堂「鍵」の長期貸出申請書

平成 年 月 日

| | |
|-----------------|---------------------|
| 申請者名 (使用責任者) | |
| 住 所 | |
| 電話番号 | |
| 使用目的 | |
| 貸出期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |

許 可 証

上記の通り許可します。

ただし、下記の留意事項を厳守すること。

平成 年 月 日

窯組会計



使用に当たっての留意事項

- (1) 貸出を希望する場合は、4月上旬までに窯組会計に申し込むこと。
- (2) 貸出期間は1年以内とし、年度末をもって終了する。
- (3) 鍵は貸出期間終了後、速やかに窯組会計に返還すること。
- (4) 鍵の管理は厳格に行い、複製したり、他人に貸与してはならない。
- (5) 鍵の使用は上記使用目的以外に使用してはならない。